平成２５年（フ）第２７０号
兵庫県尼崎市立花町２丁目５番10号　マルイハウス205号
債務者　玉浦　久次
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４８０号
広島市佐伯区利松１丁目17番20号
債務者　小南　知実
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７号
宮城県遠田郡美里町字志賀町１丁目６番地７　エステート壱番館102号
債務者　邊見　政美
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
福島市春日町13番13号　春日ハイツ702、従前の住所福島市松浪町２番５号
債務者　齋藤　惠子（旧姓竹山）
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第４０号
群馬県みどり市笠懸町阿左美632番地７　トミーフレアＢ―101
債務者　小倉かづ子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第４４号
群馬県桐生市菱町５丁目612番地の８
債務者　八木橋健吾
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第７６号
新潟市江南区曽野木１丁目６番10号　曽野木団地ときそう棟1914号、住民票上の住所新潟市中央区笹口２丁目10番地15　真盛荘302
債務者　韓国食堂シンこと　盛岡　克司
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２２号
山梨県山梨市下神内川38番地１　レザンパレＴＯＫＩWA304
債務者　北野　信輔
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
山梨県山梨市下神内川38番地１　レザンパレＴＯＫＩWA304
債務者　北野せつ子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６４号
長野市若里５丁目14番３―306号
債務者　山本　庚宏
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４５号
長野県木曽郡木曽町福島6841番地３
債務者　山下　**邦**子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第８９号
長野県安曇野市穂高有明2184番地53
債務者　両角　　平
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第９０号
長野県安曇野市穂高有明2184番地53
債務者　両角あい子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第９３号
長野県安曇野市穂高6551番地２　プリムローズＡＺＵＭＩ101号
債務者　山崎美由紀
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２７２号
兵庫県西宮市甲子園浦風町10番21号
債務者　中吉　真理
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０号
兵庫県朝来市和田山町竹田906番地３
債務者　神谷　　勉
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
鳥取県米子市灘町３丁目46番地
債務者　藤間佐智子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部